

「避難指示」等による臨時休業について

「気象警報等による臨時休業判断基準」及び「地震発生時の対応」についてお知らせします。山南中学校区の臨時休業とする場合等につきまして、下記のとおりです。

1 気象警報等の発令について

- 午前6時30分または登校時に「**特別警報**」，「**暴風警報**」または「**大雪警報**」が発令された場合は，臨時休業とします。
- 午前6時30分の時点で，警報等の発令にかかわらず，山南中学校区のいずれかの地区に，岡山市から「避難勧告」，「避難指示」の避難情報が出ている場合は，山南中学校区全体が臨時休業となります。
- 「大雨警報」，「洪水警報」では，臨時休業にはなりません，通学路が土砂崩れ，建物倒壊，用水の氾濫等で大変危険な状態である場合は，学区全体として臨時休業にする場合があります。 〈「うさぎメール」等でお知らせします。〉

2 地震発生時の対応について

- **震度5弱以上の地震**が発生した場合
 - ① 児童が学校にいる場合
学校待機として，原則「保護者に迎えに来ていただき，児童だけで下校させない。」こととします。（状況により「うさぎメール」等でお知らせします。）
 - ② 児童が下校後(在宅)の場合
前日の夕方午後5時から登校時まで発生した場合は，臨時休業とします。
- **震度4強以下の地震**の場合
原則通常どおりで臨時休業になりません。
(状況により連絡が必要になれば「うさぎメール」等でお知らせします。)
- **登下校の途中で地震が発生**した場合
 - ・安全確保のため，建物が無い場所で揺れが収まるまで待機します。
その後，「帰宅する」か「学校へ行く」かは，児童が判断するようになります。
(※家に近い場合家に帰る。※学校が近い場合は学校へ行く。※近くの大人の人や子ども110番のお家に助けを求める。※友だちと一緒に行動する等，ご家庭でも話し合っておいてください。)
 - ・帰宅した場合は，学校へご連絡ください。